

## ○人間社会学科履修細則

(趣旨)

**第1条** この細則は、聖カタリナ大学学則（以下「学則」という。）及び聖カタリナ大学履修規程程に定めるもののほか、履修に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び開講年次等)

**第2条** 人間社会学科の授業科目、開講年次及び卒業に必要な単位数は教育課程表のとおりとする。

2 各授業科目の単位数及び時間数の基準は、講義、演習、実験、実習及び実技の授業の方法に応じ定められているが、学則第37条第1項第2号及び第3号のただし書きに該当する科目並びに第4号の別に定める科目は次のとおりとする。

(1) 第1項第2号関係

「コミュニケーション・スキル」 30時間で2単位

「グループ・コミュニケーション」 30時間で2単位

「心理学実験Ⅰ」 30時間で2単位

「心理学実験Ⅱ」 30時間で2単位

「心理演習」 30時間で2単位

「心理実習」 80時間で2単位

(2) 第1項第3号関係

「社会調査実習Ⅰ」 30時間で1単位

「社会調査実習Ⅱ」 30時間で1単位

(3) 第1項第4号関係

「健康スポーツ実践」 講義6時間及び実技24時間で1単位

「インターナシップⅠ」 演習30時間及び実習30時間で2単位

3 授業科目の開講年次は変更することがある。

(共通基礎科目的履修方法)

**第3条** 共通基礎科目的履修方法は、必修科目16単位を含み合計25単位以上を共通基礎科目のうちから修得しなければならない。

2 編入学生の履修方法については別に定める。

(専門教育科目的履修方法)

**第4条** 専門教育科目は次のとおり履修しなければならない。

①学科基礎科目及び専門演習科目の必修科目20単位を修得。

②展開科目の領域から40単位以上を修得。

(企業社会系科目から8単位以上及び人間コミュニケーション系科目から8単位以上を含む。)

上記①及び②の単位を含み合計99単位以上を修得しなければならない。

## 2 編入学生の履修方法については別に定める。

(資格及び免許状の取得等)

**第5条** 人間社会学学生が取得できる資格及び免許状は、社会調査士資格、認定心理士資格とする。なお、公認心理師になろうとする者の大学における必要な科目も履修できる。

## 2 資格及び免許状の取得に関する履修要領は別に定める。

(公認心理師にかかる実習演習科目の履修方法)

**第6条** 「心理演習」及び「心理実習」の履修については、次のとおり制限を設ける。ただし、

③④は編入生には適用しない。

①「心理演習」及び「心理実習」は履修生の人数を制限する(「心理演習」30名まで;「心理実習」15名まで)。履修希望者がこれを上回った場合には選考を行い、GPAの順位及びそれまでの受講態度等を総合的に判断して履修者を決定する。

②「心理実習」は、将来的に公認心理師受験資格の取得を目指す学生を対象とする。なお、公認心理師育成の意義と目的に鑑み、人間社会学科にて、対人援助職に対する熱意や適性等に課題があると判断した場合は、「心理実習」に参加できないことがある。

③「心理演習」を履修するためには、「臨床心理学概論」「心理学的支援法」「心理的アセスメント」の科目を修得していなければならない。

④「心理実習」を履修するためには、「心理演習」の科目を修得していなければならない。

## 2 「心理実習」の受講には、実費の納入が必要となる。

## 3 「心理実習」の受講を希望する者は、履修の3か月前までに実習演習担当教員に願い出なければならない。

## 4 「心理実習」の履修計画に関する事項は別に定める心理実習計画による。

(補則)

**第7条** 授業科目の履修については、この細則の定めにかかわらず公示することがある。

(細則の改廃)

**第8条** この細則の改廃は教務委員会で行う。

## 附 則

この細則は平成23年4月1日から施行する。

**附 則**

この細則は平成26年4月1日から施行し、平成26年度入学生から適用する。

**附 則**

- 1 この細則は平成27年4月1日から施行し、平成27年度入学生から適用する。
- 2 改正後の第2条第2項第3号の「インターンシップI」の実習に係る時間数については、この細則の施行日以前に在学する学生に対して開講する「インターンシップ」についても適用する。

**附 則**

この細則は平成29年4月1日から施行し、平成29年度入学生から適用する。ただし、第2条第2項第2号の「教育実習I」の時間数については、この細則の施行日以前に在学する学生に対しても適用する。

**附 則**

この細則は平成30年4月1日から施行し、平成30年度入学生から適用する。

**附 則**

この細則は平成31年4月1日から施行し、平成31年度入学生から適用する。

**附 則**

この細則は2021（令和3）年4月1日から施行し、2021（令和3）年度入学生から適用する。

**附 則**

この細則は2024（令和6）年4月1日から施行する。

**附 則**

本学科に所属する全ての在学生の卒業をもって、本細則を廃止する。